

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、(株)島建(所在地 福井県勝山市)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 2月14日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 経理調達課長 山本 陽介 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

経理調達課長補佐 高橋 直樹 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 島建	福井県勝山市荒土町布市12-27

2. 指名停止措置期間：平成30年2月14日 ～ 平成30年3月13日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

(株)島建は、勝山市発注の工事において、工事期間中、専任の技術者を配置しなければならないところ、建設業法第26条第3項に違反し、同じ技術者を福井県が発注する別の工事の主任技術者としても配置していた。

上記のことが、建設業法第28条第1項の規定に該当するとして、建設業許可部局である福井県から平成29年12月26日付けで指示処分を受けた。

5. 措置理由

このことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 領	期 間
1～12 略 （建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 14～16 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内